

共同住宅におけるごみ集積場所の設置について

1. 共同住宅を建築される方へ

- (1) ごみ集積場所については、町内の既存の集積場所を利用するか、共同住宅の敷地内に新たに集積場所を設置するかを、町内会（町会長）と協議してください。
- (2) 設計時点で町内会（町会長）と協議した結果、共同住宅の敷地内に新しくごみ集積場所を設置すると決定したときは、直ちに収集業務課 収集・指導グループ（一宮市奥町字六丁山52番地 一宮市環境センター 電話 45-7004）へご連絡くださると共に別途協議願います。
- (3) 収集業務課 収集・指導グループとの事前協議のないまま設置された場合は、収集できませんのでご注意ください。

2. 新しくごみ集積場所を設置する上での注意事項

- (1) ごみ集積場所を設置する場合は、道路に面して開口部を広く取っていただき、奥行き2m迄として、1世帯につき0.3㎡以上（ワンルームタイプは0.15㎡以上）のスペースを確保してください。なお、土地の有効利用のため、ごみ集積場所として使用しない時は、駐車スペースとしてご利用いただいても構いません。万が一、スペースがない場合は、話し合いで決めさせていただきます。
- (2) 公道との高低差をなくしてください。
- (3) 電柱・標識等が収集を妨げるような場所は避けてください。
- (4) 収集車が通行できる場所をごみ集積場所にしてください。ただし、交差点から5m以内の場所、および、車の通行の妨げとなり事故等の危険がある場所は避けてください。
- (5) 夜間の不法投棄を避けるため、ブロック等で周囲を囲う等、明らかにごみ集積場所と分かる構造は避けてください。（ブロック等で周囲を囲う場合は3段まで）
- (6) ごみ集積場所内に収集の妨げとなる物の設置は避けてください。
- (7) 歩道に面する場所は収集車の乗り入れができませんので避けてください。
- (8) ごみ集積場所の設置については、近隣の了解を得てください。

3. 共同住宅の管理者は、入居前に収集業務課にて、資源ごみ回収カレンダー・分別パンフレット等の配布物を受け取り、入居者への説明会の際に配布すると共に、ごみ出しルールの徹底を行ってください。

4. 新しくごみ集積場所を設置される場合及び町内の既存のごみ集積場所を利用される場合も、収集業務課から「ごみ収集申込書」を取り寄せ、町会長の署名をいただいたうえで、収集業務課へ提出してください。

お問合せ先：一宮市環境部収集業務課
収集・指導グループ
電話 0586-45-7004